

月報 平成27年 9月号

しろいし

ハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所）

〒989-0229 白石市銚子ヶ森 37-8 TEL 0224-25-3107

7月の動き

☆ 求職の動き

- ・新規求職者数は151人で、前年同月比で一般が9.6%増、パートは48.0%増で、全体では17.1%の増加となった。
- ・月間有効求職者数は813人で、前年同月比で7.0%の減少となった。

☆ 求人の動き

- ・新規求人数は287人で、前年同月比で一般求人が24.0%増、パート求人は20.5%増となり、全体として22.6%の増加となった。
- ・新規求人（一般・パート全て）を産業別にみると、前年同月と比較して、製造業、医療・福祉などが大幅増加したものの、卸売・小売業などで大幅減少となった。
- ・月間有効求人数は861人で、前年同月比で7.4%の増加となった。

☆ 有効求人倍率の動き

- ・前年同月と比較して、有効求職者数は減少、有効求人数は増加し、有効求人倍率は、前年同月と比較して0.14ポイント高い1.06倍となった。
なお、パートを除く一般の有効求人倍率は0.99倍、パートの有効求人倍率は1.21倍となっている。

厚生労働省発表の資料等の情報が
下記のホームページアドレスにて
ご覧になれます！

<http://www.mhlw.go.jp>

宮城労働局ホームページURL

<http://miyagi-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp>



一般職業紹介状況 平成27年7月内容

項 目		当 月	前月比(%)	前年同月比(%)	
求 職 関 係	新規求職者数	151	14.4	17.1	
	うち男	70	7.7	20.7	
	うち女	81	20.9	17.4	
	年齢別	～44歳	92	27.8	12.2
		45～54歳	27	80.0	28.6
		55歳～	32	▲ 28.9	23.1
	月間有効求職者数	813	▲ 0.7	▲ 7.0	
	うち男	422	▲ 2.1	▲ 3.2	
	うち女	390	1.0	▲ 10.3	
	年齢別	～44歳	410	▲ 1.7	▲ 8.3
		45～54歳	143	5.9	▲ 15.4
		55歳～	260	▲ 2.6	0.8
求 人 関 係	新規求人数	287	▲ 15.3	22.6	
	主要産業別	建設業	33	▲ 57.1	17.9
		製造業	49	40.0	48.5
		卸売・小売業	22	▲ 26.7	▲ 33.3
		飲食店・宿泊業	59	1.7	▲ 7.8
		医療・福祉	59	▲ 24.4	43.9
月間有効求人数	861	5.8	7.4		
就 職 関 係	紹介件数	266	10.8	6.0	
	うち男	161	22.0	38.8	
	うち女	105	▲ 2.8	▲ 21.6	
	就職件数	79	16.2	▲ 12.2	
	うち男	49	53.1	25.6	
	うち女	30	▲ 14.3	▲ 41.2	

(パートを含む)

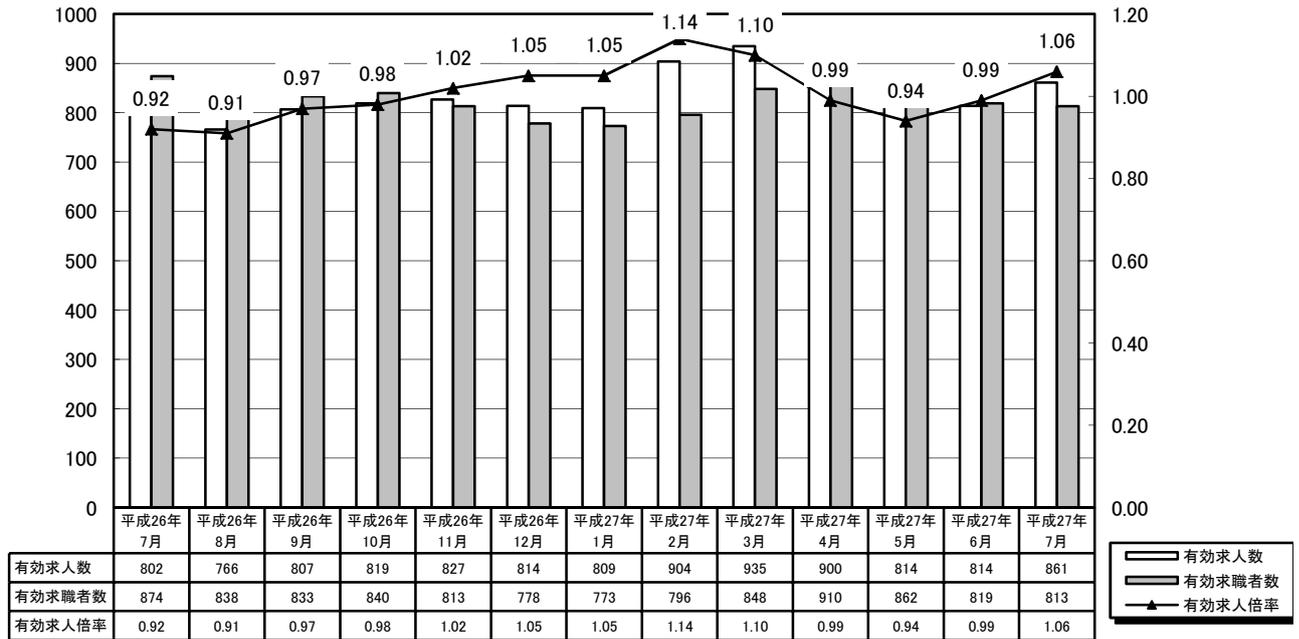
雇用保険取扱状況 平成27年7月内容

項 目		当 月	前 月	前年同月	
適 用 関 係	月 末 現 在 事 業 所 数	792	791	780	
	資 格 取 得 者 数	109	160	126	
	資 格 喪 失 者 数	91	109	169	
	月 末 現 在 被 保 険 者 数	11,123	11,102	10,935	
給 付 関 係	一般	受給資格決定件数	48	50	44
		受給者実人員	169	172	230
		支給金額(千円)	18,995	18,511	29,877
	高齢	受給者数	2	9	2
		支給金額(千円)	571	2,204	567
	特例	受給者数	0	0	0
		支給金額(千円)	0	0	0
	再就職 手当	支給人員	9	7	10
		支給金額(千円)	3,175	2,252	3,382

労働市場の動き（平成27年7月内容）

（数値は新規学卒・日雇関係を除き、パートを含む）

有効求人・求職者数及び求人倍率の推移



◆労働者を募集・雇用する事業主のみなさまへ◆ ～募集・労働契約の締結時のトラブル防止のために～

『募集時に示された労働条件と入社後の労働条件が異なっていた』『入社後、「労働条件が示されない」「口頭でのみの説明」などで労働条件が不明瞭であった』『思っていた労働条件と異なっていた』など、労働条件等をめぐるトラブルが多く発生しています。このようなトラブルを未然に防止するためにも、以下の内容を十分ご理解いただき、改めてトラブルの防止に努めていただくようお願いします。

◎職業安定法第5条の3

労働者の募集を行う者は、その募集に当たって ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付又は電子メールにより行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務の内容に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日に関する事項
- 賃金の額に関する事項
- 健康保険等の適用に関する事項

◎労働基準法第15条第1項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して ～中略～ 次に掲げる事項については、書面の交付により行わなければなりません。

- 労働契約の期間に関する事項
- 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
- 始業・終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇等
- 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切・支払の時期に関する事項
- 退職に関する事項（解雇の事由を含む）

詳しくはハローワーク白石（大河原公共職業安定所白石出張所：Tel.0224-25-3107）

または大河原労働基準監督署（Tel.0224-53-2154）までお問い合わせください。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **726** 円

平成27年10月3日から！
（10月2日までは時間額710円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台 労働基準監督署 Tel 022-299-9075

石巻 労働基準監督署 Tel 0225-22-3365

古川 労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原 労働基準監督署 Tel 0224-53-2154

瀬峰 労働基準監督署 Tel 0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局